



みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆「電力の小売り自由化」に便乗したあやしい勧誘にご注意ください！
- ◆消費生活展を開催します！
- ◆「クリーニング事故賠償基準」ご存じですか？
- ◆年末年始の消費生活センター相談受付体制について



「電力の小売り自由化」に便乗したあやしい勧誘にご注意ください！

平成28年4月から、一般家庭でも電気の購入先を自由に選択できる「電力の小売り全面自由化」が始まります！これにより、電力会社を自由に選択できるようになったり、自分のライフスタイルに合った販売メニューを選択できるようになったり、消費者の選択の幅が広がります。

しかし、一方で、電力の小売り自由化に便乗したあやしい勧誘の事例が報告されています。新しい制度なので、分からないことも多いとは思いますが、相手の話をうのみにせず、少しでもおかしいと思ったら余計な話はせず、すぐに電話を切るようにしましょう。

こんな相談が寄せられています

- 「電力の小売り自由化の案内です」と業者が訪問してきた。話を聞いているうちに、なぜか太陽光パネルを紹介され、契約してしまった。
- 「来年の電力小売り自由化に伴い、家族構成を教えてください」と複数回電話があった。「なぜ、そんなことを聞くのか？」と聞くと、電話が切れた。
- 大手商社を名乗る業者から「小売りが自由化されるので電力会社の債権を買わないか」という電話がきた。



★アドバイス★

- 平成28年1月頃から小売り会社の営業が本格化します。このタイミングを狙って、詐欺まがいの話を持ちかける業者が現れる可能性があるため、注意してください！
- よく分からない話やお金に関わる話は、その場で契約せず、1度よく検討しましょう！
- あやしい勧誘を受けた際は、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう！
- 「電力小売り全面自由化」については「経済産業省電力取引監視等委員会」に直接問い合わせるか、もしくは同委員会のホームページに記載されている「小売り全面自由化に関するFAQ」を参考にしてください。

☎03-3501-5725 [HP] <http://www.emsc.meti.go.jp/>



参加
無料

消費生活展を開催します！



県では、消費生活の基礎知識が気軽に学べる「消費生活展」を開催します。

近年、私たちの身の回りでは、様々な消費者トラブルや特殊詐欺が発生しています。そのトラブルを回避するためには、正しい知識や、事例を知ることが大切です！会場では、パネル展示の他にクイズラリーや消費生活講座など、暮らしに役立つ情報が満載です！

消費生活の知識を楽しく学べる4日間。ぜひ、お誘い合わせの上、お越しください。

暮らしに役立つ情報満載！

☆消費者を悩ませる問題商法や金融知識、製品事故などのパネル展示

☆クイズラリー

景品（アニメむすび丸の県センターオリジナルグッズなど）
もあります♪

☆悪質な手口を紹介したDVD上映

☆消費生活相談員による出張消費生活相談コーナー（当日随時受付）
宮城県消費生活センターの相談員が商品やサービスの契約などについて
の相談にのります。

☆くらしと金融のコーナー

金融広報アドバイザーが暮らしやお金に関する疑問にお応えしま
す。※個別相談は不可。

☆消費生活講座 参加者募集中（要予約）



消費生活講座

定員：各会30名 ★事前予約制。定員に達し次第募集を締め切ります。

	日時	タイトル	講師
2 日 目	1月27日（水） 11時～12時30分	ライフプランを踏まえた教育資金の考え方	宮城県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 鈴木 真子氏
	1月27日（水） 14時～15時30分	しっかり学んで終活準備！ 「お任せします」は、いけません！！	イズモプロ 出雲 英子氏（葬祭アドバイザー）
3 日 目	1月28日（木） 11時～12時30分	ニーズに合った保険商品の選び方	公益財団法人生命保険文化センター 鍵山 文彦氏（生活情報室調査役）
	1月28日（木） 14時～15時30分	ジュニアNISAスタート！	日本FP協会宮城支部会員 原田 真夫氏（CFP®）
4 日 目	1月29日（金） 11時～12時30分	弁護士が教える！住宅の新築・中古購入、 リフォーム前に知っておくべき「これだけは！」	欠陥住宅とうほくネット

「消費生活展」

みんなでつくろう！消費者が主役の社会

平成28年1月26日（火）～29日（金）

10時～18時（最終日のみ16時）

会場：東北電力グリーンプラザ アクアホール

主催：宮城県 宮城県金融広報委員会

●問合せ・講座の申込み●

消費生活・文化課までご連絡ください

宮城県環境生活部消費生活・文化課
（宮城県消費生活センター）

仙台市青葉区本町3-8-1

TEL:022-211-2524

FAX:022-211-2959

「クリーニング事故賠償基準」ご存じですか？

皆さんはクリーニングを利用されますか？家では洗えない難しい衣類を洗うことができ便利ですが、繊維は繊細なためクリーニング後に風合いが変わったり、似たような商品を大量に取り扱うため紛失したりと、相談もよく寄せられています。

今回は、クリーニングでトラブルにあった場合の賠償基準の考え方を紹介します。



クリーニング事故賠償基準

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会がクレーム処理として作成した自主基準で、現在組合員以外のクリーニング業者もこの基準を利用しています。この基準は、事故原因がクリーニング業者にあるか否かを問わず、クリーニング業者が補償することになっています。

※クリーニング業者が他の者の過失により事故が発生したことを証明したときは除く。

●賠償額算定の基本方式（特約がある場合を除く）

賠償額＝（物品の再取得価格）×（物品購入時からの経過月数に応じた補償割合）

※補償割合は「商品別平均使用年数」から求められます。（同基準に記載されています）

●算出の特例

洗濯物が紛失した場合や、上記の算定方法が妥当ではないと認められるケースなどでは次のような賠償方法をとります。

- ①ドライ・ウェットクリーニング処理の場合 クリーニング料金の40倍
- ②ランドリー処理の場合 クリーニング料金の20倍

●事業者が賠償額を補償した場合、衣類の所有権は事業者に移ります。

引き渡さない場合は、賠償額が減額されます。



⚠ クリーニングに出す前に…

- 汗などの水溶性の汚れは、ドライクリーニングでは完全に落とすことはできません！むしろ、保管中に汗の成分が布地を変色させてシミになってしまうことがあります。
- パーマ液や汚れがついていることに気がつかないままクリーニングに出すと、布地の変色がクリーニング後に目立つことがあり、その部分を変色してシミになる場合も…

汚れの状態によっては、クリーニングに出すことで更なるシミになる可能性があります！
汚れの状態を確認し、出す前にクリーニング業者に相談しましょう！



年末年始の消費生活センター相談受付体制について

年末年始の消費生活センターの相談日は下表のとおりです。

日	月	火	水	木	金	土
12/27	28	29	30	31	1/1	2
3	4	5	6	7	8	9

★ 相談時間 ★

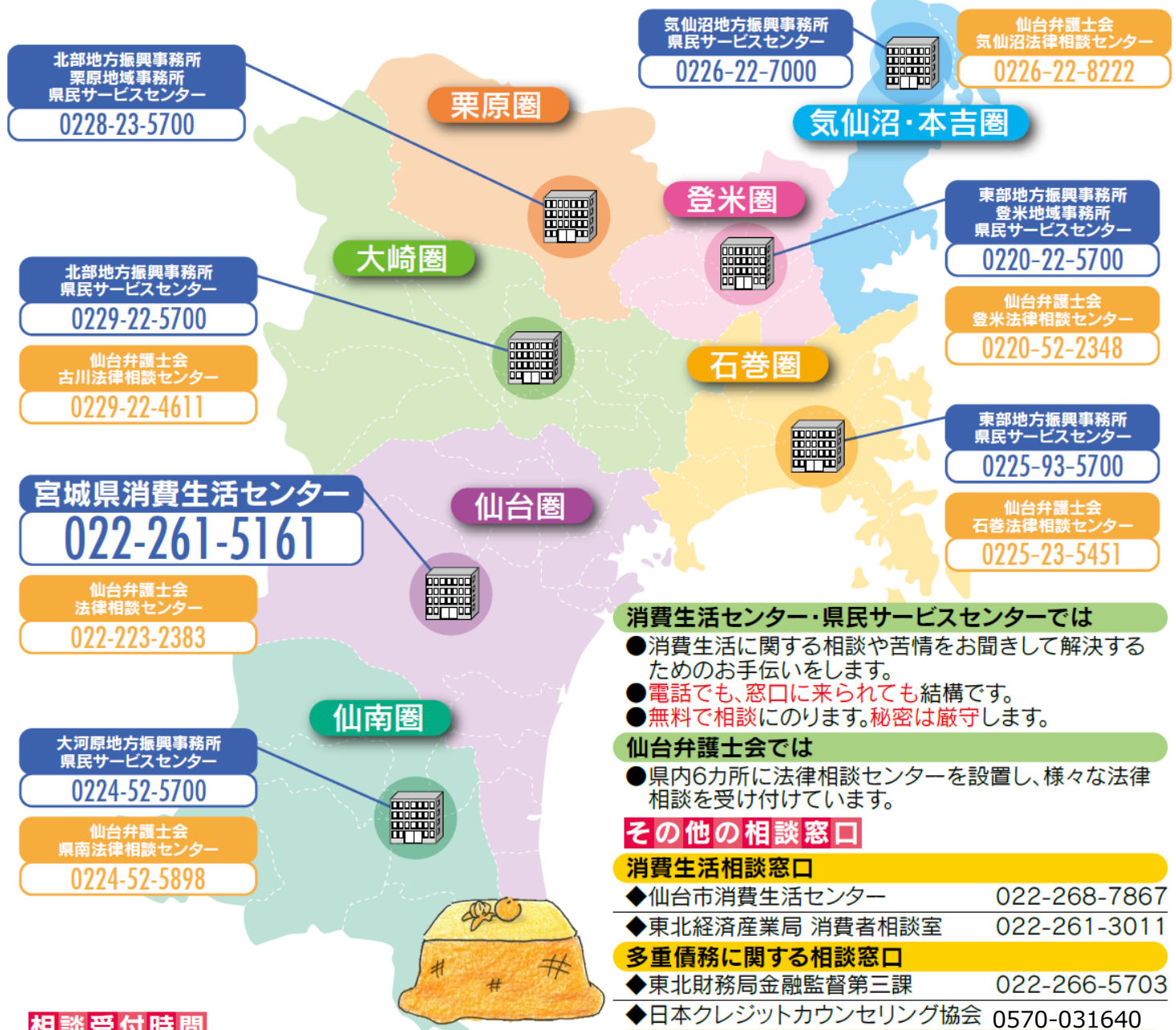
- ・印なし：9時～17時
- ・○ 印：9時～16時
- ・× 印：休み



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

- その他の相談窓口**
- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640
- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所
県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



発行/宮城県消費生活センター